

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 4 年里庄町条例第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 4 月 25 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

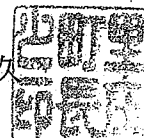
専決第2号

専 決 処 分 書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

里庄町長 加藤 泰久



理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

この条例は令和4年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和 35 年里庄町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「630,000 円」を「650,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

第 25 条第 1 項中「630,000 円」を「650,000 円」に、「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。